

令和 8 年度 保育所安全計画【鶴岡市立東部保育園】

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	・ 散歩リュックの確認 ・ 緊急連絡先確認	施設・設備の点検は安全点検表を基に毎月実施				・ 非常食の確認 ・ 暖房器具点検（業者）
		・ 冷房設備点検（業者）			・ 防火設備点検（業者）	
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所		施設・設備の点検は安全点検表を基に毎月実施				
			・ 水道管の凍結防止対策		・ 防火設備点検（業者）	

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	平成 2 9 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
☐ 午睡	平成 2 9 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
☐ 食事	平成 2 9 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
☐ プール・水遊び	平成 2 9 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
☐ 園外活動	令和元年 1 2 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）			
☐ 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	平成 2 9 年 9 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
119 番対応時マニュアル	平成 2 9 年 9 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
救急対応時マニュアル	平成 2 9 年 9 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室
不審者対応時マニュアル	平成 2 9 年 9 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	事務室

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
乳児・1歳以上 3歳未満児	・遊具遊びや散歩時の事故防止	・熱中症対策 ・水遊び時の事故防止		・暖房器具による事故防止 ・落雪や凍結による事故防止
3歳以上児	・遊具遊びや散歩時の事故防止 ・登降園の仕方について ・感染症予防のための手洗い指導 【かもしかクラブ】 ・車について	・熱中症対策 ・水遊び時の事故防止	・室内遊具の使用方法的確認 【かもしかクラブ】 ・歩行訓練（5歳児） ・横断訓練（3.4歳児） ・標識について	・暖房器具による事故防止 ・落雪や凍結による事故防止 【かもしかクラブ】 ・冬の日の注意 ・防寒具の着方について

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
・引き渡し訓練のお知らせと実施	・防災の日のおたより送付		・交通安全に関するおたよりの配布と掲示

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難 訓練等 ※ 1	【火災想定】 非常ベルの音を聞き避難訓練をする。火事や地震等の緊急の時間を意味する事について知らせる。	【水害想定】 落雷、台風、大雨による水害時の非難（垂直避難：二階へ）の仕方を知る。	【地震想定】 地震後、火災発生時の避難の仕方を覚える。	【火災想定】 近隣の火事を想定し避難訓練を行う。「避難訓練の大切さ」の話を聞き、理解する。	【火災想定】 近隣の火事を想定し日の出公園まで避難する。	【火災想定】 消防署の職員に派遣申請。園児の避難の仕方と職員の誘導の仕方を見てもらい、講評を受ける。 職員の通報、消火器の使い方の訓練を受ける。
	消火訓練（毎月実施）					
その他 ※ 2	【通報訓練】 全園児・全職員に連絡メールを送信し、既読確認を行う。		【引き渡し訓練】 非常災害時を想定し、保護者への引き渡しの訓練を行う。	【救急救命訓練】 消防署の職員に派遣申請。心肺蘇生法・AED の使用・気道内異物除去の訓練を行う。		【119 番通報訓練】 火災を想定し、実際に 119 番通報を行う。
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難 訓練等 ※ 1	【水害想定】 落雷、台風、大雨による水害時の非難（二小へ）の仕方を知る。停電時の合図の音やハンドマイクの指示を聞く。	【不審者対応】 警察署の職員に派遣申請。不審者が園の周り（玄関）から入って来た時の避難方法を覚える。	【火災想定】 避難訓練後、身近に起きている災害や報道されたニュース等を取り上げ、災害の怖さを知らせる。	【地震想定】 園長不在を想定し、代理の職員の指示と職員の動きや子どもの行動を客観的に見て反省を伝える。	【火災想定】 近隣の火事を想定し、防寒着を着て園庭に出る練習をする。すばやく行動できているか確認する。	【地震想定】 地震後、火災発生時の避難の仕方を覚える。
	消火訓練（毎月実施）					
その他 ※ 2		【110 番通報訓練】 不審者対応を想定し、実際に 110 番通報を行う。				

※ 1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき毎月 1 回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※ 2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
・不審者対応について ・散歩マニュアルについて ・消防計画と水防計画の確認 ・熱性痙攣について（動画視聴） ・春の感染症について	・火災について ・救急救命訓練（消防署に派遣依頼） ・避難訓練（消防署に職員派遣依頼） ・子どもの誤飲について（動画視聴） ・夏の感染症について	・水害について ・不審者対応について（警察署に派遣依頼） ・虐待防止について ・感染症について ・SIDS についての動画視聴	・地震について ・感染症について

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

・保育士等を対象にした応急手当講習会（7月）
--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

・職員が記入したヒヤリハット報告書を、翌日の朝に職員全員が確認する。 ・毎月の職員会議で、ヒヤリハット委員会が職員に再発防止策も含め周知する。 ・ヒヤリハット委員会で、年間を通して、ヒヤリハットの分析を行う。
--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・非常災害時は、保育支援システム（CoNNect）の連絡メールを利用し、保護者のスマートフォンに園児の安否や避難場所等をいち早く知らせる。